第3回千葉市地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年8月31日(水)午後7時~ 場 所 千葉市総合保健医療センター4階 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 議題
 - (1) 千葉市地域福祉計画について
- 4 閉会

千葉市の現状と地域福祉の課題

地域福祉の課題

千葉市の位置、気候、沿革

地域福祉のあゆみ

地域福祉をめぐる状況

- (1)急速な少子・高齢化
- (2)要支援者の状況 要介護者 障害者
- (3)地域における福祉活動団体の変化 町内自治会加入世帯数の推移 老人クラブ加入者数の推移 社協地区部会加入率の推移 市内で活動するNPO法人登録数の推移 ボランティアの登録数の推移
- (4)地方分権と規制緩和
- (5)措置から契約へ
- (6)指定管理者制度の導入
- (7)個人情報保護法の動き

地域福祉活動の状況

- (1)地域防犯パトロール隊の創設状況
- (2) 自主防災組織の加入率の推移
- (3)社会福祉協議会の現状の取り組み
- (4)町内自治会の現状の取り組み
- (5)民生・児童委員の現状の取り組み
- (6)社会福祉事業者の現状の取り組み

市内の高齢者や障害者等の状況

	千葉市		中乡	区	花見	ШZ	稲毛	X
	人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率
総人口	916,310	100.0%	180,153	100.0%	181,452	100.0%	147,710	100.0%
高齢者(65歳以上)	139,173	15.2%	31,478	17.5%	27,626	15.2%	23,026	15.6%
後期(75歳以	上) 50,049	5.5%	12,716	7.1%	9,671	5.3%	8,532	5.8%
世帯数	379,012		82,794		74,837		63,418	
高齢者単独世帯	16,045	1.8%	5,200	2.9%	3,203	1.8%	2,884	2.0%
後期高齢者単独世帯	6,625	0.7%	2,266	1.3%	1,347	0.7%	1,227	0.8%
要支援·要介護高齢者	20,078	2.2%	4,951	2.7%	3,860	2.1%	2,987	2.0%
要支援	3,688	0.4%	968	0.5%	911	0.5%	469	0.3%
要介護1	6,426	0.7%	1,563	0.9%	1,152	0.6%	929	0.6%
要介護2	2,829	0.3%	713	0.4%	472	0.3%	454	0.3%
要介護3	2,440	0.3%	584	0.3%	447	0.2%	345	0.2%
要介護4	2,507	0.3%	594	0.3%	473	0.3%	403	0.3%
要介護5	2,188	0.2%	529	0.3%	405	0.2%	387	0.3%
身体障害者·児	23,220	2.5%	4,811	2.7%	4,593	2.5%	3,847	2.6%
肢体不自由	12,803	1.4%	2,679	1.5%	2,465	1.4%	2,085	1.4%
視覚障害	1,661	0.2%	352	0.2%	352	0.2%	284	0.2%
聴覚障害	1,855	0.2%	398	0.2%	347	0.2%	277	0.2%
内部障害	6,901	0.8%	1,382	0.8%	1,429	0.8%	1,201	0.8%
知的障害児·者	3,615	0.4%	714	0.4%	662	0.4%	601	0.4%
精神障害者	1,761	0.2%	367	0.2%	334	0.2%	258	0.2%
難病患者	25,681	2.8%	4,534	2.5%	5,114	2.8%	3,911	2.6%
外国人	18,083	2.0%	5,379	3.0%	2,448	1.3%	2,707	1.8%
保育所入所児童	9,717	1.1%	2,001	1.1%	1,539	0.8%	1,636	1.1%
母子家庭世帯数	7,606	0.8%	1,451	0.8%	1,383	0.8%	1,039	0.7%
ホームレス	112	0.0%	23	0.0%	9	0.0%	3	0.0%
生活保護受給者	10,179	1.1%	3,562	2.0%	1,492	0.8%	1,185	0.8%
	1,000	0.00/	200	0.00/	200	0.40/		0.00
民生·児童委員定数	1,399		330		262			
町内自治会加入世帯	283,478		62,143		62,468		<u> </u>	
社協会員数	177,204	19.3%	49,773	27.6%	28,535	15.7%	28,912	19.6%
老人クラブ加入率	16,909	8.0%	5,948	13.4%	2,247	5.3%	2,348	6.8%
自主防災組織加入世帯	230,756	62.1%	51,297	63.4%	46,306	62.4%	41,719	67.2%
ボランティア登録者	3,232	0.4%	750	0.4%	458	0.3%	482	0.3%

	若葉	区	緑区		美浜区		備考	
	人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率	1佣15	
総人口	150,602	100.0%	111,328	100.0%	145,065	100.0%		
高齢者(65歳以上)	26,669	17.7%	13,713	12.3%	16,661	11.5%	平成16年10月1日登録人口	
後期(75歳)	人上) 9,529	6.3%	5,210	4.7%	4,391	3.0%		
世帯数	59,092		39,751		59,120		平成17年8月1日推計人口	
高齢者単独世帯	2,022	1.3%	651	0.6%	2,085	1.4%	平成12年10月1日国勢調査	
後期高齢者単独世帯	741	0.5%	277	0.2%	767	0.5%	十八 12年 10月 日国务响直	
要支援·要介護高齢者	4,014	2.7%	2,247	2.0%	2,019	1.4%		
要支援	548	0.4%	406	0.4%	386	0.3%		
要介護1	1,292	0.9%	777	0.7%	713	0.5%		
要介護2	600	0.4%	277	0.2%	313	0.2%	平成17年3月31日	
要介護3	544	0.4%	288	0.3%	232	0.2%		
要介護4	548	0.4%	289	0.3%	200	0.1%		
要介護5	482	0.3%	210	0.2%	175	0.1%		
身体障害者·児	4,367	2.9%	2,501	2.2%	3,101	2.1%		
肢体不自由	2,484	1.6%	1,427	1.3%	1,663	1.1%		
視覚障害	298	0.2%	164	0.1%	211	0.1%	平成17年3月31日	
聴覚障害	335	0.2%	246	0.2%	252	0.2%		
内部障害	1,250	0.8%	664	0.6%	975	0.7%		
知的障害児·者	691	0.5%	444	0.4%	503	0.3%	平成17年3月31日	
精神障害者	308	0.2%	221	0.2%	273	0.2%	平成17年3月31日	
難病患者	4,107	2.7%	4,033	3.6%	3,982	2.7%	平成17年3月31日 (難病見舞金年2回支給の延べ人数)	
外国人	2,331	1.5%	821	0.7%	4,397	3.0%	平成17年4月1日	
保育所入所児童	1,571	1.0%	896	0.8%	2,074	1.4%	平成16年4月1日	
母子家庭世帯数	1,731	1.1%	892	0.8%	1,110	0.8%	平成17年3月31日	
ホームレス	5,	0.0%	0	0.0%	72	0.0%	平成16年8月20日	
生活保護受給者	2,517	1.7%	716	0.6%	707	0.5%	平成17年3月31日	
	•	<u></u>						
民生·児童委員定数	241	0.2%	139	0.1%	180	0.1%	平成17年8月5日	
町内自治会加入世帯	42,674	72.2%	24,337	61.2%	42,472	71.8%	平成17 年4 月1日	
社協登録世帯	25,144	16.7%	18,228	16.4%	26,573	18.3%	平成17年3月31日 (市全体の人数は市外者なども含む)	
老人クラブ加入率	2,686		1,426		2,254		平成17年4月1日	
自主防災組織加入世帯	35,394	60.6%	15,582	40.6%	40,458	70.1%	l _ "	
ボランティア登録者	611		!		!		 平成17年6月	

なぜ、いま地域福祉計画なのか

1 地域福祉計画とは

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族 同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化やプライバ シーへの配慮などから、身近な地域での交流やコミュニケーションが希薄になってきています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、「地域が支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。このため、よりきめ細やかな保健福祉サービスの提供を進めていきますが、地域においても、市民、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者をはじめ、地域での様々な担い手と行政とが連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

このような観点から、「自立」と「協働」を基調に、地域における保健福祉を中心とした活動等を積極的に推進するため、「共に支え合い助け合うまちの実現」を目的とした千葉市地域福祉計画を策定しました。

現代社会においては、少子高齢化に伴い、保健、医療、介護などの市民ニーズが増大していることは言うまでもありませんが、個人の価値観や生活は、さまざまであることから、市民ニーズがますます多様化してきています。

このような多様なニーズに応えるためには、これまでのように、行政が提供 するサービスだけでは十分ではありません。

また、行政の力だけでは問題を解決することは困難になってきています。

そこで、市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民、行政が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

このため、市民が自らの責任で行うこと(自助)、地域社会が共同して行うこと (共助)、そして市民の自助努力や地域での支え合いができる環境整備を行い、市 民の地域活動を支援するために行政が行うこと(公助)の「自助・共助・公助」が 適切に連携し、市民の参加により、地域全体で支え合い助け合い、みんなが共 存するまちづくりを進めることが必要です。

<視点その1 市民の知恵と経験をいかしたまちづくり>:「市民参加」

地域の身近な生活課題を解決するためには、そこで生活をおくっている市民 の視点が大切であり、そのためには、長年培った知恵と経験を生かしていくこ とが必要です。

さまざまな社会資源を有効に活用しながら、市民の参加によりそれぞれの地域のニーズにあったきめ細かな解決策を考えていきます。

行政は、こうした市民の参加と活動を支援する役割を担うとともに、地域福祉の基盤づくりを行います。

<視点その2 地域における新しいコミュニティづくり>:「連携」

地域で活動する団体や、NPO、ボランティア団体をはじめ福祉関係機関、 学校など地域を構成する担い手がネットワークを形成し、地域全体で支え合い 助け合う新しいコミュニティづくりをめざします。

<視点その3 個性を認め合い、みんなが共存するまちづくり>:「共存」

地域にはさまざまな人が暮らしています。子育てに悩んだり、病気や障害があることで暮らしにくさを感じている人がいます。すべての市民が個性を認め合い、地域での問題を共有化することにより助けあって安心して暮らせるまちづくりをめざします。

地域福祉計画の法的な位置づけ

これからの福祉は、地域社会を構成する全ての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心で充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とことが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画(社会福祉法第107条)です。

社会福祉法第107条 「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

(1)自助の役割とは

「自助」とは、「その人がその人らしく生きることを自分自身で決定し、実現に向けて創意工夫をこらし、努力をしていくこと」です。 つまり、「自主・自立」の精神を持つということです。

行政まかせや他人ごとではなく、自分の責任において日常生活の中での自己判断と自己決定を行うということは、個性を尊重することにつながります。

(2)共助の役割とは

「共助」とは、地域住民同士の支え合いです。

子どもから高齢者、障害のあるなしや性別に関わらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。

隣近所をはじめ、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、企業などの地域の様々な団体・組織等が連携を深めて、共に支え合い、助け合うことで、地域の生活課題の解決を図るものです。

(3)公助の役割とは

個人や家族、地域、あるいは民間の力だけでは、解決できないことについては、公助(行政)が生活課題の解決に向けた自助、共助の取り組みを支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを行います。

具体的には、広域的あるいは大規模な取り組みが必要なものや公共性、専門性を有するものであり、各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報基盤の整備などがあげられます。

自助・共助・公助の特性

	利点	欠点
自助	創意工夫による取り組み 個別・多様性への対応	個人・家族での対応の限界 自助能力のバラツキ
共助	柔軟性、創造性、即応性、自発性	地域格差、責任の曖昧さ
公助	弱者救済、公平性、平等性、専門性 長期継続的 他の行政サービスとの連動性	租税負担、硬直的、画一的、合意形成までに期間

3 市民参加による計画づくり - 策定体制

これからの地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが、地域における主体的な役割を担い、地域のさまざまな生活課題を自分たちの知恵と経験を生かして、生活しやすい地域づくりに関わることが必要になってきます。

そこで、今回の地域福祉計画 の策定には、多くの市民の方に 参加していただき、生活課題の 抽出から解決のための取り組み に至るまでを、検討しました。

地域福祉計画 地区フォーラム委員数一覧表 (平成16年6月1日現在)

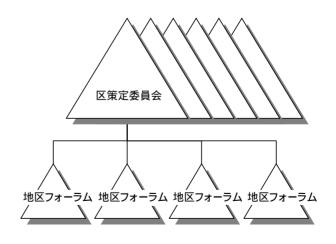
			区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	全市
				78	65	65	77	60	63	408
	l .			38	36	35	34	31	36	210
				14	15	10	13	12	14	78
		要	身体障害者	4	4	4	4	4	4	24
		支援	知的障害者	4	4	4	4	4	4	24
	地	者	精神障害者	2	3	1	3	1	3	13
	域住		子育て支援を必要とする者	4	4	1	2	3	3	17
	民		公募委員	15	13	15	11	12	13	79
		地	+#h		8	10	10	7	9	53
		域 住	学校関係者	2	2	2	2	2	2	12
			町内自治会	4	4	4	4	2	4	22
		民	老人クラブ	3	2	4	4	3	3	19
	福			27	17	19	22	14	16	115
	祉	社	協地区部会代表	14	9	9	12	4	7	55
	活	E	民生・児童委員	5	4	4	4	4	4	25
	動	ボランティア		4	4	4	4	4	4	24
	者		NPO法人	4	-	2	2	2	1	11
ż≡	福			13	12	11	21	15	11	83
	祉	高齢者関連施設		3	2	2	8	5	1	21
	事	ß	章害者関連施設	4	4	4	5	5	4	26
	業		児童関連施設	4	2	3	4	3	3	19
	者	福礼	止関連民間事業者	2	4	2	4	2	3	17

(1)地区フォーラムと区地域福祉計画策定委員会

地域福祉の推進には、市民の皆さん自身が自らの地域に関心を持ち、地域の 生活上の課題を明らかにしながら互いに支えあうような関係づくりを進めるこ とが重要です。

このことから、市民の皆さんが、 地域に密着した生活課題を発見し、 解決策を導き出すための話し合い を重ね、策定作業を進めてきまし た。

平成16年4月(若葉区は1月) に地域住民を含むさまざまな関係 者から成る地区フォーラムを区ご とに4つ、全市で24を設置しま



した。地区フォーラム委員は、全市で408名にのぼっています。

地区フォーラムには、今後の地域福祉を推進する担い手となる市民の参加が

不可欠であるため、要支援者を含む地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉活動を行う者等が参加しています。

また、区地域福祉計画の検討組織として、「区地域福祉計画策定委員会」を区ごとに設置しました。

(2)市地域福祉計画策定委員会

市地域福祉計画の策定については、市地域福祉計画策定委員会を平成17年 2月に設置しました。

構成メンバーは、公募委員、社会福祉関係者、学識経験者及び各区策定委員 会委員長の合計15名から構成されています。

(3)アンケート調査結果の概要

- ア 調査期間
- イ 調査対象
- ウ 調査方法
- 工 回答方式
- オ 回収数

(4)パブリックコメントの実施

- ア 実施期間 平成17年12月15日~平成18年1月14日を予定
- イ 募集方法
- ウ募集結果
- 工 提出者総数
- 才 意見総数

自助·共助 公 助 地域福祉計画■ 中央区地域福祉計画 高齢者保健福祉推進計画 社 会 花見川区地域福祉計画 福 千 祉 葉 協 市 障害者保健福祉推進計画 議 稲毛区地域福祉計画 会 地 域 地 福 域 若葉区地域福祉計画 福 祉 次世代育成支援行動計画 祉 計 活 画 動 緑区地域福祉計画 計 画 その他の計画(健康づくり、 美浜区地域福祉計画 交通バリアフリーなど) 区地域福祉計画 市地域福祉計画 個別対象別計画等 市民参加·活動計画 地域福祉の基本的理念や 行政計画 意義「市民参加・活動」の 支援計画 ○市民の参加と協働、社会 ○法律 制度に基づいた行 資源(施設、人材)の活用 政施策のフレームの提示 等を通じた身近な生活課 ○実態調査やニーズ調査 ○地域福祉計画の理念 題の解決方策 意義 考え方 を踏まえた対象者ごと ○市民参加による策定、実 ○市計画の理念・考え方 分野ごとの施設やサー ○区計画の公的支援方策 施 ビスの必要量と整備計画 公助との関係 ○市(行政)としての地域福 ○対象者ごとの専門性を (公的支援の方向性) 祉の基盤整備(施設、マ 踏まえた施策 ンパワー、情報等)

4 区計画と市計画の関係

千葉市は、市域も広く、地域によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルが異なることから、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画を踏まえた全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

(1)区計画の内容

身近な地域でのさまざまな生活課題に対する自助・共助を中心とした市民による参加・活動の計画です。

策定当初から市民の皆さんが参加し、地区フォーラムや区の策定委員会を通じて自ら課題を設定し検討を行ったものであり、市民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

(2)市計画の内容

地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に 盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策(公助) ま た地域福祉を推進するための基盤づくりを行うため、全市的に実施すべき施策 (社会福祉資源(人・施設)の整備)が盛り込まれています。

5 他計画との関係

(1)個別対象別計画との関係

千葉市では、千葉市新総合ビジョンに基づき、安心して暮らせる健康福祉の まちの実現に向けて、各種施策を総合的、計画的に展開してきました。

保健福祉施策の推進にあたっては、「高齢者保健福祉推進計画」、「障害者保健福祉推進計画」、「次世代育成支援行動計画」といった行政計画を策定し、施策の積極的な推進を図ってきました。

これらの行政計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査を踏まえた、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を定めるものです。

高齢者保健福祉推進計画

障害者保健福祉推進計画

次世代育成支援行動計画(ひとり親家庭等自立支援計画を含む)

(2)社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び 社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員と して、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、市民や 活動団体等との話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るために設置さ れた、社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織です。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、今後ますます、市民に 身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されており、その ため、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針 となる地域福祉活動計画を策定しています。

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推

進を目的としていますが、地域福祉計画は、行政のみならず、公民が協働して行う取り組みを中心として盛り込むものであるのに対し、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地区部会を中心とした地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業者等を中心とした民間分野の活動、行動計画です。両計画の実施にあたっては、十分な連携・協力を図るものとします。

(3)その他の計画との関係

本市では、これらの福祉の対象者別計画のほかに、「地域保健医療計画」、「新世紀ちば健康プラン」、「男女共同参画基本計画 (ハーモニープラン)」、「交通バリアフリー基本構想」などの計画を策定しています。

これらの計画の着実な推進を通じて、身近な生活課題の解決のための支援や 地域福祉の基盤づくりを図っていきます。

6 計画の推進体制

計画の着実な推進を図るためには、地域活動団体間の情報交換や協働を行う 一方、行政機関との連絡調整を図る必要があります。

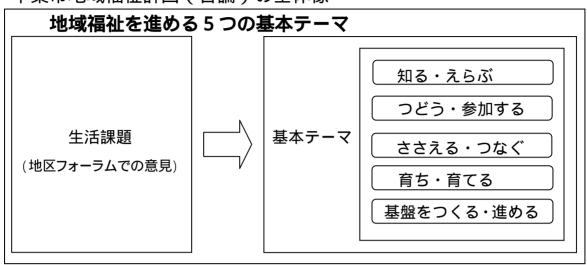
また、計画の進捗状況の確認や評価を定期的に行うことも必要になってきます。

そこで、区ごとに、区地域福祉計画推進協議会と市に市地域福祉推進協議会 を設置します。

7 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

千葉市地域福祉計画(各論)の全体像



知る・えらぶ	手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる
	相談しやすい体制をつくる
つどう・参加する	 身近な居場所を確保する
	多様な交流の機会を増やす
	社会参加の機会を増やす
ささえる・つなぐ	身近な支え合いの仕組みをつくる
	安心して暮らせるまちをつくる
	地域のネットワークをつくる
育ち・育てる	担い手となる人材を地域で育てる
	福祉のこころをはぐくむ
基盤をつくる・進める	○地域福祉の基盤をつくる
	○住民参加の仕組みをつくる

地域福祉を進める5つの基本テーマ

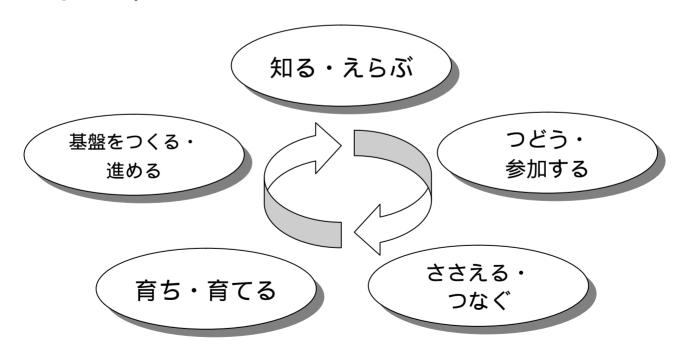
地域ごとに設置された地区フォーラムでは、当事者を含めて地域を構成する すべて人が、それぞれの立場から、地域福祉の重要な生活課題のキーワードを あげて、委員同士が課題の共有化を図りました。

そして、それぞれのキーワードをベースにして、具体的な解決の方策を議論 してきました。

特に、「身近な地域で何ができるか、何が足りなくて、何をしなければならないのか」、といった地域福祉の基盤である自助・共助の部分を中心にした解決策の検討を重ねてきました。

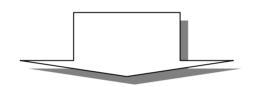
また、各フォーラムで課題の解決策を整理していく中では、地域で幾ら力を合わせてもできないが、行政がその一部を担う、あるいは支援することによって解決が図れるもの、あるいは、地域福祉を高めるために行政が行うべきことも整理されてきました。

このような生活課題のキーワードから具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理してみると、以下の様な5つの基本テーマに集約できるのではないかと考えました。



生活課題(地区フォーラムでの意見)

- どのような福祉サービスがあるのかよくわからない。
- ★量の情報の中から必要な情報を入手することが難しい。
- 地域でどんな活動が行われているのか知らない。
- プライバシーの問題があり、情報を共有できない。
- 介護申請など自分で申請ができない人のために親身に相談にのってくれる 人がほしい。
- 子育てに不安を感じる親が多く、身近な相談者が必要である。
- Ⅰ 様々な分野でいつでも気軽に相談できる場がほしい。



基本テーマ 知る・えらぶ

- 個人の主体性と自己決定権を尊重することを基本理念に、必要な情報への「アクセス」を保障することが重要です。これは、福祉サービスにおける措置から契約への流れにも対応するものです。
- 正確で十分な量の情報に容易にアクセスできることは、質の高い、個人に適合した福祉サービスを「えらぶ」ことができるようにするための大前提となるもので、必要な情報が必要な人に届くようにすることが求められています。
- 「知る・えらぶ」については、以下のような観点から施策を進めます。 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる 相談しやすい体制をつくる

生活課題(地区フォーラムでの意見)

- 高齢者が気軽に茶のみ話のできる場所が欲しい。
- ひとり暮らしの高齢者は近所との付き合いが少なく、老人会加入を勧めても 入らないし何かのときにどうするか心配。
- 高齢者が地域の行事に参加することが少なくなり、人と接することが無くなり、地域での交流が希薄になってしまう。
- 体力、気力がなくなり、外出が億劫になり、引きこもりがちになる。
- 高齢者の地域参加が少なく、受け身である。奉仕活動に参加させ、生きがいを与えたい。
- ひとり暮らしの高齢者が閉じこもりがちで友達づくりに苦慮している。
- 高齢者といえども元気なうちは働いて社会と関わりを持っていたい。
- 子ども同士で安全に気軽に遊べる施設や場所が近くにない。
- 子ども会の人数が少ないため、神輿の担ぎ手がいなかったり、異年齢の子ど ■ もたちの交流が出来ない。
- 上 片親や共働きで、寂しい思いをしている子どもの居場所が欲しい。
- 子育て中の親同士の交流の場が不足している。
- よ 子育でに不安を感じているお母さんが多い。
- Ⅰ 公民館主催の講座を受講したくても託児施設がない。
- 障害児の居場所がない。
- 障害者の就労の場が特に近くにほしい。
- 世代を超えた交流が不足している。
- Ⅰ 地域において認知症高齢者や障害者に対する理解が乏しい。
- : I 子どもと高齢者、障害者とのふれあう場がもっと欲しい。
- ■ 町内会に入っても得が無い。



基本テーマ つどう・参加する

- 社会の中で個人が孤立しがちな現在、地域に暮らす人々が「知り合う」ことが重要です。(都心へ通勤するサラリーマン、子育て中の母親、障害児をもつ親、ひとり暮らしの高齢者、ニートなど)
- 既存施設の有効活用を図り、「施設間のバリアフリー」を進めるなど地域に 暮らす人々が出会い、仲間をつくる場所と機会が必要です。
- 財政上の問題等から、行政による対応にも限界があるという現状にあって、 社会の活力を維持し、安全で安心できるまちづくりを行うためには、市民が 自らの知恵と経験を生かして、だれもが役割を担っていくことが重要です。
- 「価値観の変化、働き方の見直し(子育てにやさしい働き方など)高齢者(定年退職者)の増加、社会貢献に意欲と能力をもった地域生活者の増加などにより、地域活動の価値が見直されていく時代です。地域活動においては、生涯現役を実現することが可能です。それが生きがいづくりにもつながります。
- ボランティア活動を充実させ、社会参加の機会を増やしていくことが求められます。
- I つどう・参加する」については、以下のような観点から施策を進めます 身近な居場所を確保する 多様な交流の機会を増やす 社会参加の機会を増やす

生活課題(地区フォーラムでの意見)

- 足腰の弱っているひとり暮らしの高齢者のゴミだしが大変。
- ひとり暮らしの高齢者が買い物や病院通いなどの日常生活に困っている。
- 育児に孤立感や不安を抱いている。
- 不登校からひきこもりが長期化しそのまま成人になってしまうことがある。
- 変質者等の問題も多く子どもが安心して通学したり、遊んだり出来ない。
- 親なき後の障害者の対応をどうしたらいいか不安である。
- 核家族化、マンション住まいなどで、育児の不安を相談できる人が近くにいない。
- 障害者が買い物や散歩を気軽にしたいと思っても、近くに介添えがいない。
- 障害者の親権者が他界した後も、そのまま地域に暮らしていけるような、人々の輪を広げていくネットワークがない。
- 知的障害者と家族にとって必要である、福祉に関わる専門的な知識を持って ■ いるコーディネーターのサポートが少ない。
- 地域の人が安心・安全で生活できる地域になって欲しい。
- 地震などの災害時に、障害者、高齢者が安全に避難できるか不安がある。
- ボランティアセンターに募集をしてもなかなか知的障害児のボランティアが 見つからない。
- 支援費制度や介護保険に該当しない人たちが通院などの外出に介助が必要な場合のヘルパーが欲しい。
- 気軽に頼んだり、相談できる人がいない。
- 地域にあるさまざまな組織の協力・連携体制がとれていない。



基本テーマ ささえる・つなぐ

- 地域ではさまざまな人々が暮らしており、社会的に支援を必要とする人がいます。(ひとり暮らしの高齢者、障害者、子育て家庭他)
- 市で実施しているさまざまなサービスとともに、個人の価値観やライフスタイル、プライバシーを尊重しつつ、社協地区部会やボランティア、NPOなど身近な地域全体で生活を支えることが必要です。
- 地域住民による防犯体制の組織化に努めるとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築することが必要です。
- 地域住民相互の結びつき(町内自治会)、学校関係の結びつき(PTA)、同じ目的をもった仲間の結びつき(NPO、サークル活動、インターネット)などを有効に生かし、バラバラになった個人を相互に結び付けていくことが重要です。
- さまざまな社会資源(施設、サービス、マンパワー)を有機的に結びつけ、 活用していくことが重要で、そのためのネットワークづくりが求められています。
- I 「ささえる・つなぐ」については、以下のような観点から施策を進めます。 身近な支え合いの仕組みをつくる 安心して暮らせるまちを創る 地域のネットワークをつくる

生活課題(地区フォーラムでの意見)

- 障害のない人は、普段から障害者との触れ合いがないので、交流の仕方がわからない。
- 障害者に対する偏見や差別があることから、病気を隠す人がいる。
- 知的障害者を対象としたホームヘルパーの養成研修が少ない(民間養成機関 は高齢者対象の養成が主体)。
- ボランティアとして活動に参加してくれるのはいいが、知識が不足している ため、かえって迷惑になってしまうことがある。
- 学校で体験学習などが取り入れられているが、物足りない。
- ▶ 大人になってから、福祉教育を学ぶ機会がない。



基本テーマ 育ち・育てる

- 市民が自ら進んで地域福祉の知識と実践力を身につけることが大切です。
- 地域活動を活発化するためには、リーダーやコーディネーターの役割を果たす人材の確保など、担い手となる人材を地域で育てることが必要です。
- 日常生活や学校生活での体験を通して<u>福祉のこころをはぐくむこと</u>が大切です。
- 啓発・広報、あるいはボランティア活動等を通じて、「地域福祉マインド」 を醸成していくことが重要です。
- 市民は、このような研修や活動に積極的に参加することが求められます。
- 「育ち・育てる」については、以下のような観点から施策を進めます。 担い手となる人材を地域で育てる 福祉のこころをはぐくむ

生活課題(地区フォーラムでの意見)

- モノレール駅にエレベーターなどがなく、高齢者・障害者にとって困難。
- 地域福祉活動を行うための拠点がない。
- ▶ 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活動計画との違いがわからない。
- ▮ 計画が絵に描いた餅にならないようにして欲しい。
- 取り組み内容は素晴らしいものであるが、行政以外の実施主体が実際に活動を行ってくれるのか。
- 計画策定に関わっていない市民に関心をもってもらうことが必要である。



基本テーマ 基盤をつくる・進める

- 市民の自助・共助の活動を支援する観点から<u>地域福祉の基盤づくり</u>(施設・サービス・情報)を進めることが重要です。
- 「高齢者保健福祉推進計画」、「障害者保健福祉推進計画」、「次世代育成支援 行動計画」等の対象別行政計画の事業内容を踏まえた基盤整備が必要です。
- 地域福祉の担い手として位置づけられている社会福祉協議会の機能強化が 必要です。
- 区地域福祉計画は、市民参加により、ボトムアップで策定されたものです。 その実施の際には、各区において、<u>市民、地域の団体等が参加する推進組織</u>を設置し、計画を着実に推進することが必要です。
- 「基盤をつくる・進める」については、以下のような観点から施策を進めます。

地域福祉の基盤づくり 住民参加の仕組みづくり

基本テーマを具体化するための施策の方向
知る・えらぶ

(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる

1 課題

市政だよりや各種広報誌、インターネットなど様々な媒体を用いて、多くの 福祉に関する情報が提供されています。

しかし、膨大な情報は、ともすれば情報の氾濫をひきおこし、住民が本当に知りたい情報にたどりつかない、わからないといった状況が発生することもあります。

利用者本人が最適な福祉サービスを選択できるようにするためにも、必要な情報を提供する仕組みを充実させることが重要になります。

また、個人情報保護への配慮をしながら、誰もが必要な情報が得られるよう、 多様な伝達方法を整備することが必要です。

2 施策の方向

地域に住む人たちが、地域に関する情報を受けやすく、また情報提供がしやすい環境を整備します。インターネット等の活用、紙媒体や人を介した情報提供など、誰もが安心して必要な情報が得られるよう、様々な情報伝達方法の工夫に努めます。また、福祉サービスの第三者評価の取り組みなど、サービスの質の向上に努めます。なお、個人のプライバシー保護の重要性が高まっていることから、個人情報の取り扱いのあり方について検討します。

主な取り組み

身近な地域情報の整理と提供(福祉マップづくりの促進など) 情報の受け手の立場に立った提供手段の多様化(点字、音声情報など) 福祉サービスの第三者評価

「簡単じゃないか福祉システム」の構築 (webサイトの充実、電子情報の提供、FAQ) 子どもホームページの活用

各区で検討されている自助・共助の取り組み

自分たちの暮らす地域で、利用できる施設や地域のイベント、講習会等の情報を気軽に得られるよう、地域福祉マップや地域情報誌の作成を進めます。

<取組事例>

地域情報誌の作成

中学校単位くらいでの地域住民による情報の収集と発信(地域福祉マップの作成等) 地域福祉に関する情報のホームページの開設(社協)

多くの住民が立ち寄る施設、場所を地域情報の提供拠点となるよう、協力 を呼びかけていきます。

町内掲示板の活用

ごみステーションに掲示板の設置

コンビニ・郵便局などでの福祉サービス情報の提供

e メールやインターネットを活用して、必要な地域情報が検索できる 仕組みを地域ごとに作っていきます。

回覧板の電子データで送付・インターネットでの掲示

町内自治会の回覧板はなるべく手渡しで回覧します。近所づきあいを深めるきっかけとなり、口コミで地域情報も知ることができます。

手渡しで回覧板を渡す

その他

情報を知る側の意識向上

知る・えらぶ

(2)相談しやすい体制をつくる

1 課題

地域住民同士のコミュニケーションの希薄化により、身近に相談者がいない状況となっています。

また、サービスを必要とする人が、気軽に相談することができず、サービスに 結びつかない場合があります。

このような問題を解決するためには、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があります。

なお、安心して相談できるよう、今まで以上に、利用者の個人情報に配慮した 仕組みをつくることが重要です。

2 施策の方向

各種相談窓口に関する情報を市政だより、インターネット、各種広報誌等で市民に広くPRするとともに、専門職員の配置、窓口職員の対応向上、新たな相談窓口の設置など相談や問い合わせへの対応の強化を図ります。

主な取り組み

保健福祉総合相談窓口の強化(保健福祉センター)

地域包括支援センターの設置

介護保険相談員の派遣事業の拡大

子どもの相談支援体制の強化(児童相談所など)

女性センター (ハーモニー相談室)

障害者相談支援体制の強化(障害児(者)地域療育等支援事業の充実) 子育て支援総合コーディネート事業(子育て支援プラザ(仮称)の設置)

各区で検討されている自助・共助の取り組み

地域の中で困ったこと、心配事を身近な場所で、気軽に相談できる仕組みを作ります。

<取組事例>

心の健康に対する身近な地域での対応(民生・児童委員など)

よろず相談窓口

身近な場所(公民館・自治会館等)に出張相談(社協)

身近に相談できる人を地域で掘り起こします。育てていきます。

身近な相談者の確保(民生・児童委員、自治会・社協地区部会役員)

多くの住民が立ち寄る公共施設、場所が気軽に相談できる窓口機能を発揮できるよう、協力を呼びかけていきます。

郵便局、銀行など生活に密着している場所での相談窓口の設置 地域の福祉施設が地域住民のための相談機能を発揮できるように、施設や 人の充実を図ります。

民間福祉施設での身体介護の講習会の開催など

その他

緊急時の相談体制の確保

民生・児童委員等地域組織の協力体制の充実

声なき要支援者の発見

つどう・参加する

(3) 身近な居場所を確保する

1 課題

かつては、地域の中に商店街や空き地など子ども達や近所の人が集まる場所 があり、楽しく会話を交わす光景が見られました。

こうした居場所は、地域での交流の場として人と人との出会いを生み、地域 での人間関係の構築に重要な役割を果たしてきました。

しかし、空き地の減少や商店街の衰退などによりこの様な居場所が失われつ つあります。

また、子どもを狙った犯罪が多発し、子どもが安全に遊べる場所を確保することが課題となっています。

2 施策の方向

地域で暮らす人々が、出会い、交流し、仲間を作るためには、誰もが自由に 気軽に利用できる居場所が必要となります。

そのため、学校の余裕教室、空き店舗、空き家、保健センター跡施設などの 既存施設をできる限り活用して、居場所の確保に努めます。

主な取り組み

既存施設等の有効活用の促進

(余裕教室、空き店舗、保健センター跡施設など)

児童センター(拠点施設)を中心とした子どもの居場所づくり

地域子ども教室推進事業

保育所の休日開放

いきいきセンターの整備

老人つどいの家の活用

各区で検討されている自助・共助の取り組み

社協のふれあいサロン等を最大限に活用し、各種事業の充実を図り、地域のだれもが、出会い、仲間をつくる居場所を身近な地域に多く作っていきます。

<取組事例>

ふれあいいきいきサロンなど高齢者向けサロンの充実を図る。

高齢者向けスポーツクラブ活動を定期的に開催する。

子育て中の親子のための子育てサロンの充実を図る。

放課後児童のための地域子ども教室を設置する。

居場所づくりに地域の公共的施設の有効活用を図ります。

地域にある施設・空き店舗を活用して、誰もが気軽に利用できる拠点づくり

町内自治会館、集会所の活用、コミュニティセンターの活用

幼稚園・保育所の活用 (開放日の利用)

空き家・空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

地域住民が居場所情報を発信します。居場所の出前をします。

地域の子ども向けクラブ活動、教室等の開催・募集状況の一覧表を作り、PRする。

出張いきいきサロンの実施

つどう・参加する

(4)多様な交流の機会を増やす

1 課題

一人暮らしの高齢者や子育て中の親などは、身近なところに仲間を作りたい と思っていても、そのような機会が少なく孤立しがちになっています。

最近では、社協地区部会を中心に実施しているいきいき・ふれあいサロンやいきいき・子育てサロンなど市民主体の交流の機会が増えつつあり、また、千葉市でも、保育所での異世代交流やいきいきプラザなどでの交流の機会をつくっていますが、今後もこのような交流の機会をさらに増やしていく必要があります。

また、高齢者、子ども、障害者といった対象者別の交流の機会だけでなく、 地域における様々な世代の人々が気軽に参加できる交流の機会をつくっていく ことが求められています。

2 施策の方向

地域に暮らす人々が、様々な交流の機会をもてるよう、地域で気軽に参加で きる交流の機会、仲間づくりができるイベント等の機会を充実させていきます。

主な取り組み

老人クラブ活動の充実強化
いきいきプラザ、いきいきセンターの充実
子育てリラックス館の充実、育児サークルの支援
障害者の文化・スポーツ事業の推進
異世代交流の推進
長柄げんきキャンプ(特殊学級、養護学校児童の交流)

各区で検討されている自助・共助の取り組み

地域住民が自らの役割を知り、ひとりでもできる地域福祉活動を実践します。

<取組事例>

あいさつ運動、声かけ

近所の子どもと顔見知りになるよう、積極的にあいさつを交わす。

手話を覚える。福祉関連の資格取得に努める。

地域の住民自ら、健康の維持増進に努めます。

規則正しい生活を徹底(食事・運動・睡眠)し、病気にならない。

地域で行われている交流事業の充実に努めます。

いきいきサロン・子育てサロンの充実

子ども会の運営に地域住民が協力する。

障害者と健常者が共同作業(園芸作業、ゴミ拾いなど)

障害者団体が主催するイベントに広く地域住民の参加を呼びかける。

地域の施設を有効活用して、障害の有無や年齢の差に関わらず、誰もが交流できる場や取り組みを進めます。

小・中学校において総合学習や行事を通して障害児との交流の機会を増やす。

ドッキングプレイス (年齢、障害の有無に関わらず利用できる交流サロン)を設置する。

障害者と健常者の共同作業(園芸、畑仕事、ゴミ拾いなど)

高齢者や子どもなどごはんを一緒に食べる機会をつくる

地域の福祉施設の地域住民への開放を促進

公共施設を活用して、地域住民主体の子ども活動を充実

地域で新たな交流のための取り組みにチャレンジします。

運動クラブに属しない生徒のスポーツを楽しむ場づくり

物知り高齢者と子ども達が里山や史跡探訪

地域で新たな仲間づくりの機会を創造します。

商店街、駅前、公園などの交流づくりのためのコミュニケーションベンチの設置

つどう・参加する

(5)社会参加の機会を増やす

1 課題

定年を迎える人がこれまでの経験や技術を活かして、ボランティア活動や地域の諸活動に参加することが求められています。

障害者やひとり親の中には、働きたくても雇用されずに困っている人がいます。雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やすことが必要です。

また、子を持つ母親は、地域で開催される講演会や講習会などに参加したい 気持ちがあっても、子育てにより社会参加の機会を失っています。一時的に子 育てから離れ社会参加を促進する取り組みが求められています。

2 施策の方向

誰もが自立し、生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域活動や就労など社会参加への機会づくりに努めます。

主な取り組み

シルバー人材センター

子育て中の親の社会参加を支援(一時保育等)

母子家庭等の就業自立支援

障害者の就労支援

交通アクセスの確保

各区で検討されている自助・共助の取り組み

家に引きこもりがちな高齢者の社会参加を応援します。

<取組事例>

引きこもり高齢者への巡回による健康相談や話し相手を派遣する。

子育て中の親の社会参加を応援します。

子育て中の親の社会参加を促進するため、地域による子どもの一時預かり

社会参加のきっかけを見つけられない障害者の社会参加を応援します。

引きこもりの障害者のための戸別訪問

地域内行事に障害者が参加するよう行事種目の工夫や啓発活動を行う。

障害者の就職先を地域で見つけ、仲介する。

地域住民が障害者の手作り製品の展示即売を支援する。

地域で雇用促進を応援します。

障害者・高齢者が地域で働ける場所を地域で探し、仲介する。

閉じこもりがちな若者の社会参加を応援します。

地域における閉じこもりがちな若者の自立を支援する。

外出の支援を行います。

外出支援(運転ボランティア)の活用

乳幼児の一時預かり、障害者の家族の休息(外出など)

ささえる・つなぐ

(6)身近なささえあいの仕組みをつくる

1 課題

「向こう三軒両隣」といった、住民同士の関係が薄くなってしまいました。 身近な地域の人々がお互いに支えあう仕組みづくりが必要です。また、地域 の人には頼れない人のために、相談にのり、適切な福祉サービスやボランティ アにつなげるためのコーディネーターの育成が必要とされています。

2 施策の方向

判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう権利 擁護や成年後見制度の推進を図るほか、関係機関の連携のもとに虐待やDV問 題への対応を図ります。

主な取り組み

ファミリー・サポート・センターの登録、活用の推進権利擁護、成年後見制度の推進 各区サービス調整委員会、調整チームの活動 虐待対策(児童、高齢者、障害者) DVへの対応

地域での見守り体制をつくる

<取組事例>

民生・児童委員を中心とした見守り体制の整備

要支援者の把握(ひとり暮しの高齢者、障害児者など)

民生・児童委員への橋渡しをするボランティアを推薦する。そのメンバーは元気な高齢 者を中心に構成する。

地域ボランティアセンターの創設

暮らしの助っ人隊の結成

グループをつくり、地域福祉の推進活動に積極的に参加していきます。

子ども相談応援隊の訪問体制づくりを進める。

経験や知識を生かして、社会福祉施設でお手伝いする。

地域の福祉課題を話し合う「私たちの福祉を考える会(仮称)」を設置

持っている知識や技術を生かして地域活動に参加し、貢献する。

身近な生活を支援する

買物・掃除・洗濯・ゴミ出しなどの家事支援や散歩に付き添う。

食事の配達サービス

日曜大工の支援

土日など子どもが休みのときの学習支援

町内自治会に見守りチームを設け、要支援者を支援する。

(ひとり暮しの高齢者への声かけ、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守り) 子育て経験者が、子育て中の不安を抱いている親や若い親にアドバイスをする。

発育に対する不安などを解消するために専門カウンセラーを呼んで講習会を開催する。

ひとり親家庭への訪問などによる見守り支援(民生・児童委員と連携して町内自治会や社協地区部会が行う。)

高齢者世帯などの低層階への住み替え支援(低層階の空き部屋情報の提供)

子育て家庭への家庭訪問の充実(地域保健推進員)

コレクティブハウジング(独立した専有の住居とみんなで使う共有スペースを持ち、生活の一部を共同化する住まい)の推進

回覧板での「困った欄」の設置

ささえる・つなぐ

(7)安心して暮らせるまちを創る

1 課題

災害時におけるひとり暮しの高齢者や障害者への支援など、緊急時の対応が 地域の課題となっています。また、犯罪の増加・凶悪化に対し、地域における 防犯体制の整備が求められています。

近年、子どもを対象とした犯罪が増加していることから、登下校時、遊び場 における子どもの安全の確保が重要な課題となっています。

2 施策の方向

地域住民による防犯体制の組織化に努めるとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築し、安心して生活できる地域づくりに努めます。

主な取り組み

自主防災組織の組織率の育成・支援 地域防犯パトロール隊の育成・支援 学校安全ボランティア(セーフティウォッチャー) 子ども110番の家

地域の防災組織の組成と住民参加の促進

<取組事例>

災害時における要援護者の避難支援策

自主的な防災訓練、小地域での防災活動

災害時対応の専門家を呼んでの講習会の実施

避難マニュアルの作成

地域ごとの緊急連絡網の作成

防災意識の向上のための運動

防災マップの作成

地域の防犯組織の組成と住民参加の促進

小中高生による危険箇所の実地体験を通し、地域の防犯に役立てる。

子ども110番の家の登録数を増やす。

学校安全ボランティアへの多くの住民の参加促進

防犯パトロールの実施

新聞・郵便配達員との協力による防犯体制の整備

緊急時の安心カードの作成と活用

防犯意識の向上のための運動

防犯マップの作成

地区ごとに災害・防災に対する事務所を設置する。

安全・防犯に関する広報活動

交通・防犯講習会への積極的な参加を呼びかける。

ささえる・つなぐ

(8) 地域のネットワークをつくる

1 課題

誰もが安心して暮らすためには、地域で支え合う力を向上させるとともに、 適切な相談窓口や福祉サービスへつなぐことが重要です。

そのためには、町内自治会や民生・児童委員、社協地区部会などの関係団体や組織、また、ボランティア、NPOなどが、住民と地域のネットワークをつくり、地域の福祉サービスを必要とする人への見守りや支援を行っていくことが求められています。

2 施策の方向

ボランティアやNPOなどの新たな形の団体・組織と町内自治会などの既存 組織とのネットワークづくりを推進していきます。

また、ボランティアに意欲を持つ人と支援を求めている人をつなぐボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な取り組み

社協地区部会活動の活性化(未設置地区の解消を含む)

ボランティアセンターの機能強化

ボランティア保険制度

市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化

市職員のボランティア

大学等と連携した地域活動の推進

子育て支援連絡協議会(仮称)の設置

子育てフォーラム(仮称)の推進

地域を構成する組織等が連携を図ります。

<取組事例>

老人クラブ間の交流

福祉施設と関係機関のネットワークをつくる

地域コーディネート組織の設置

社協のコーディネート機能を強化する

既存組織の加入率の向上、活性化を図ります。

町内自治会の加入を増やすために未加入者に働きかけをする(特に若者への声かけ)。老人クラブの後継者の育成、会員数の加入拡大

すべての地区に社協地区部会を設置する。

社協地区部会の活動を推進する。

子ども会活動を充実させる(活動プログラムの充実、魅力あるテーマの設定)。

地域と大学との共同研究、共同事業

大学の地域活動への積極的な取り組み

空き店舗を活用した居場所づくりの共同研究

育ち・育てる

(9) 担い手となる人材を地域で育てる

1 課題

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が地域福祉の理解を 深め、地域福祉活動に参加することが必要です。

また、すでに活動を展開している人は、より知識を深め、自らを昇華させ、 地域のリーダーとして活躍することが期待されます。

そのような人材が多く育つことにより、よりきめ細かな地域福祉を展開する ことができます。

2 施策の方向

住民自らが地域福祉の知識と実践力を高めることができるよう、各種研修を 充実させ、また学習の機会を増やし、地域福祉を担う人材を育てます。

また、研修などを受けた人が地域で活躍できるような仕組みをつくり、多くの市民がそれぞれの地域で活動しやすい環境をつくっていきます。

主な取り組み

主任児童委員の研修

ヘルスサポーターの養成

栄養改善推進員の養成

認知症サポーターの養成

ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進

市職員による出前講座

社会福祉研修センター

地域福祉を担う人材を掘り起こし、人材の育成に努めます。

<取組事例>

活動中のボランティアを研修講師まで養成する。

老人つどいの家を趣味の場だけでなく、ときには話し合い聞き合うプロモーター の確保をする。

地域福祉人材バンク(町内自治会などに地域ボランティアセンターの設置)をつくる。

社協のボランティアセンターの機能強化、利便性の向上を図る。

育ち・育てる

(10) 福祉のこころをはぐくむ

1 課題

誰もが地域で自立し、安心して生活していくためには、地域に住む人が、お 互いに個人の尊厳を重んじ、その人が持つ価値を認め合うことが大切です。

一人ひとりの人間の差異、その関係の多様性を認め合うこと、思いやり、助 け合いのこころをはぐくむことが求められています。

2 施策の方向

地域を担う市民、NPO、福祉事業者と協働し、あらゆる場と機会を通して、 福祉のこころの醸成(こころのバリアフリー)に努めます。

また、子どもたちの福祉のこころの芽吹きを促進するため、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくっていきます。

主な取り組み

児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動

敬老の日を通してのお年寄りを敬う意識啓発

学校における障害児等の総合学習の時間を通しての福祉教育(ボランティア指定校の推進等)

福祉教育ハンドブックの作成

地域住民が生涯にわたり福祉について正しい知識や理解を身に付けるよう、地域で講座や学習会、体験学習会を開催し、ひとりでも多くの住民が 参加するよう呼びかけていきます。

<取組事例>

地域におけるボランティア講座の定期開催と参加の呼びかけを行う。

福祉のこころを喚起・啓発する取り組み(こころのバリアフリー)を行う。

障害者との継続した、ふれあいづくり(幼稚園から大学、企業まで)を行う。

福祉体験学習会(手話・車椅子など)を開催する。

社会福祉施設におけるボランティア活動に参加する。

子ども頃から福祉のこころがはぐくまれるよう、家庭や地域で、子ども たちが学習する機会と場所を作っていきます。

家庭や親戚の中で、子どもに介護などの体験をさせるなど福祉の学習に努める。 学校での学習を踏まえて、家庭でも親子で福祉について考え話し合う機会を持つ。 幼児期からの障害児とのふれあいづくりを行う。

基盤をつくる・進める

(11)地域福祉の基盤をつくる

1 課題

地域福祉を推進していくためには、住民参加による自助・共助の取り組みを 進めるとともに、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、地域福祉の基盤の整 備を今後も行政が中心となって進めていく必要があります。

今までも、バリアフリーの推進や保健福祉センターなど拠点となる施設整備 を進めてきましたが、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

2 施策の方向

将来にわたって安定的、持続的に保健福祉サービスを市民に提供していくために、保健福祉センターの整備、バリアフリーのまちづくり、各種行政計画に基づく必要な施設整備など地域福祉を進めるための環境づくりを進めます。

主な取り組み

保健福祉センターの整備

地域包括支援センターの整備

バリアフリーのまちづくり

(鉄道駅舎のエレベーター、住宅、道路の段差解消等)

個別対象別計画の着実な推進

(高齢者、障害者、次世代育成支援行動計画などに基づく施設整備やサービスの推進)

基盤をつくる・進める

(12)住民参加の仕組みをつくる

1 課題

地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、活動への市民の主体的な取り組みが不可欠です。

現在、地域福祉を実践している町内自治会や民生・児童委員協議会、社協地 区部会などの組織と行政が連携を強め、より多くの市民が活動に参加する仕組 みをつくることが必要です。

2 施策の方向

地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会の機能を強化し、社会福祉を目的とする事業の企画及び、実施、住民の参加のための支援を行います。

また、各区の地域福祉計画を着実に推進するための組織をつくり、地域福祉に関する理解を広め、多くの住民参加につなげていきます。

主な取り組み

社会福祉協議会の機能強化

地域福祉に関する広報活動

地域福祉計画推進協議会(仮称)の設置 (区ごと、市)

- 1 活動内容
 - ・地域福祉活動団体間での連絡調整
 - ・行政と社協等との連絡調整
 - ・地域福祉計画に関する広報
 - ・地域福祉計画の評価、進行管理

2 委員構成

町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア、社会福祉事業者などから幅広く選定

未定稿

検討用資料

千葉市地域福祉計画

平成17年8月31日

目 次

千葉市の現状と地域福祉の課題 ・・・・・・・・・・ 1	
なぜ、いま地域福祉計画なのか ・・・・・・・・・ 4	
地域福祉を進める5つの基本テーマ ・・・・・・・・・18	
基本テーマを具体化するための施策の方向 ・・・・・・・26	

保健福祉局内の計画策定スケジュール

計画名称	計画期間	策定機関	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月
市地域福祉計画	平成18~	市策定委員会	第3回市策定 委員会(8/3 1) ・市素案の検討	 	第4回市策定 委員会(10/2 6) ・市素案の決定	 			i 委員会 ¦・パブコメの反 ·映 -	¦ ¦社福審へ報告
区地域福祉計画	22年度	区策定委 員会	区素案の検討 (下旬)	 	合同フォーラム (10月上旬) 区素案の決定 (中旬)	1 1 1 1 1		パブリッ・	I	計画決定 (3月中旬) 社福審へ報告
高齢者保健福祉推 進計画	平成18~ 20年度	専門分科 会	介護保険法改 正法公布(6/ 29) 第1回老人福 祉専門分科会	 	第2回老人福生	第3回老人福中的人科会	 	クコメン	- 第4回老人福 - 祉専門分科会 - - -	社福審で承認 ^一 ! ! ! ! !
障害者保健福祉推 進計画	平成18~ 20年度	障害者施 策推進協 議会	- 衆院解散により 障害者自立支 援法廃案(8/ 8)	i	施策推進協議	第2回障害者 施策推進協議会		F	第3回障害者 :施策推進協議 '会	社福審へ報告
次世代育成支援行 動計画	平成17~ 21年度	児童福祉 専門分科 会	平成17年3月に 策定完了							
保健医療計画	平成18~ 22年度	地域保健 医療協議 会	「県計画(17年1 2月素案公表 予定)に基づき 策定のため時 期未定							
参考 第2次5か年計画	平成18~ 22年度	策定本部		計画事業案決定(9/9) 市民意見募集 (9/16~)		素案決定 (11/29) - -		パブリック		計画決定 (3 / 28)